

**三番(松井真理子君)**

ただいまより市民参加について一般質問をさせていただきます。

これは議会事務局からいただいた新聞の切り抜きなんですけれども、二月二十八日の切り抜きです。天理市の予算案について、奈良日日新聞では天理っ子・健全育成を重点、それから産経では教育・福祉に重点配分、それから朝日では子育て・福祉重点、これがタイトルになってますけれども、これを見られた方は、特に三十代、四十代の子育て期間中の市民の方はとても市長のファンになられたと思います。きょうもファンが増えるような答弁をお願いいたします。

地方自治は住民を顧客としたサービス業です。首長はその経営責任者であり、議会はサービスの内容をチェックするところです。そして市民参加とは、より正しい政策決定を行い、政策実施の効果を大きくし、新しい政策ニーズを発見することを目的とした政策過程への市民の関与です。これは一月三日の朝日新聞、とんがってみようというタイトルなんですけれども、地域自治政府のこについて書いてます。小さな単位に自由・役割・責任が存在する社会、お上への依存をできるだけ抑え、住民が考え、話し合い、決め、実行するという発想だ。ちょっと抜粋して読みますけれども、自分が直接社会とかかわり合いたい、そうした自立意識の高まりは、子育てから国際協力にまで広がるNPOの隆盛にも明らかだ。それから日本NPOセンターの山岡義典氏は、世間型社会から市民型社会に移りつつあるあらわれと見る。市民型社会は一人一人が違う意見を持つのが当たり前というふうに書いてます。それからこれは一月三十一日の新聞なんですけれども、行政に向き合う住民というタイトルで、住民が力をつけている。合併問題を期に住民投票が増え、首長や議会に異議申し立てる場面も目立つ。会社勤めを終えた男性もそれまでの経験を生かし、まちの行政に向き合い始めた。それから全国首長アンケートで、知事の九割NPOと対等というタイトルで、そこにはNPOと連携して行政を運営していくことに大半の首長は前向きだった。互いを共同の関係ととらえ、多様化する問題を解決したいという行政側の意識変化があらわれていると言えそう。知事では、対等な関係で積極的に進めたいが八九%で圧倒的に多かった。それから市区町村長では、事業委託をして行政の仕事を手助けしてもらいたいのが三六%で最も多く、次が対等な関係で三二%、審議会等で意見を出してもらいたいという旧来型の延長に近い回答も二%あったとあります。それから住民投票制度を導入する考えは、一六%があると答えています。

市民参加の形態としては、情報提供・情報公開、聴取・要求、協議・相談などの参加と、参画・共同、市民への委託・委任、市民の自主事業などのパートナーシップが挙げられます。市民と行政が共通の目標を実現するために、対等の立場と公開の原則のもとで情報を共有化し、相手を尊重し、違いを認め、生かして行う活動をしなければなりません。最近

では、各地で環境基本計画の策定をきっかけに多様な市民参加が取り込まれており、また市民参加条例や独自のNPO条例をつくって市民活動を支援している自治体も増え始めています。特にオンブズパーソン条例、市民参加条例、市民活動支援条例などの整備が急速に進んでおり、いままでの苦情や監視よりも、市民と行政との共同、行政の市民活動支援などの制度化が進みつつあります。市民運動も告発型から行政への提案や共同型、あるいは市民の自主行動型に変化するようになってきています。

現在、市民参加の形態は、社会の課題やニーズが変化する中で、大きな傾向として対立から対話、共同へと変化しつつあります。そして市民ニーズを行政ニーズに転換していく協働型自治行政への脱皮が重要であり、市民参加の役割として権利救済・自己防衛、行政監視、問題提起、政策修正などが考えられ、問題提起や情報提供、政策提案、不当や違法な行政決定の是正、行政活動の管理者などの市民の役割があります。苦情処理、行政監視・是正、勧告などを定めたオンブズパーソン条例は、一九九〇年、我が国最初に川崎市で制定されました。一九九六年、諏訪市の行政手続条例では、都市地区計画、土地利用規制計画及び長期総合計画などの策定に際して公聴会や地域説明会などの市民参加の手続を定めています。住民投票条例は一九八二年に高知県窪川市で原子力発電設置についての町民投票に関する条例が最も早く制定され、その後も廃棄物処理施設の設置、米軍ヘリポート基地設置など市町政に重大な影響を与える事項について住民投票ができるとして成立要件などを決めています。また最近の合併問題に関して、枠組みを問う住民投票条例も策定されるところが増えています。

まちづくり条例には、一九九二年、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例や、一九九〇年、湯布院町潤いのある町づくり条例、一九九一年には掛川市生涯学習まちづくり土地条例、一九九二年には世田谷街づくり条例、一九九三年、豊中市まちづくり条例などがあり、これらは市民が参画した計画づくりとその推進、一定規模以上あるいは特定地域の開発事業に対する基準の設定と行政指導、住民協定やまちづくり協議会などによる市民活動の支援などを定めたものが多いです。

市民参加条例を最も早く制定したのは一九九七年、箕面市で、意思形成段階からの市民参加、情報公開、委員公募の原則などを定めています。石狩市の行政活動への市民参加の推進に関する条例、二〇〇二年では市民の権利義務や租税、公共施設の利用関連の条例・規則の策定、市政の政策目標などを定める計画の決定、公共施設の設計概要の決定、市民の利益に係る行政指導要綱の決定、市が一定以上出資している第三セクターや公益法人の予算の立案などを市民参加の対象としています。市民参加の具体的な方法としては、審議会、公聴会、パブリックコメントなどを決め、市民から出された意見に対する検討経過と検討結果は理由をつけて公表するとともに、年度ごとの市民参加手続きの実施状況を報告するとしています。また箕面市は、全国に先駆けて一九九九年に市民公益活動促進条例を施行し、市民活動の支援と市民参加を連動させています。

このように最近では条例や要綱などによる自治体独自の制度として非営利の市民活動を

支援する自治体が急速に増えつつあります。仙台市は一九九九年、横浜市は二〇〇〇年、宮崎市は二〇〇一年に市民活動の支援についての基本理念、サポートセンターなどの支援、情報や活動場所の提供、基金や財政的支援などを定めています。

また分権社会にあって、自治体憲章としての最高解釈基準を定めるものとして、行政のあり方や市民との協働など基本的・総合的な条例としての自治基本条例を定める自治体があられています。二〇〇一年、ニセコ町まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則として情報提供と権利、説明責任、参加原則、そして情報の共有、まちづくりへの参加促進、コミュニティー重視、行政の役割と責務として執行機関の責務、審議会等への参加、意見・要望・苦情などへの応答義務、行政手続の法制化、それからまちづくりの協働過程として計画過程・策定への参加と手続、そして財政として、適正執行・管理や情報公開、評価、住民投票の制度化、広域連携、条例制定等の手続、他条例との関係などを定めています。二〇〇二年、多摩市では、市民自治基本条例案として、情報共有としての情報公開・提供、説明責任、プライバシー保護、そして計画の策定・決定・実施・評価の各段階への参加・参画、予算策定への参画、審議会への参加、パブリックコメントとしての条例の制定・改正・廃止、政策策定時の中間・決定時、それから市民アンケート、市民発議の尊重、政策・事業評価への参画、参加の支援として年度当初に市民参加スケジュールを公表、それから住民投票、市民自治推進組織の設置、条例の制定・見直しと市民参加、既存条例等の体系化などから構成した案を作成し、広く市民に検討を呼びかけています。

環境基本条例や景観形成条例では、その多くが条例に基づく計画策定時に市民参加を位置づけています。一九九一年、川崎市や一九九五年、豊中市の環境基本条例では、年次報告書への市民意見という形で外部監査的な仕組みを定めています。一九九九年、彦根市では、市民参加によるマネジメントを念頭に、各主体の連携、外部評価機関の環境パートナー委員会や広く市民に意見を聞く場の設置を明記しています。以上、市民参加の方向性と自治体制度における市民参加について市長の意見をお聞かせください。

### 市長（南佳策君）

ただいま三番、松井議員からいろいろとよく各方面のデータ・資料等を研究された、それをベースに御質問をいただきました。そのことに私の思いを率直に述べさせていただきます。

今議会の開会日当日に私の新年度の所信の中で申し上げましたように、私はふるさと天理のまちづくりの主役は当然のことながら市民の方々であると確信しております。市民が主体となり、行政とともに知恵を出し合って、そして市民の皆さんが理想とするふるさと天理をつくり上げていただけるものと確信しております。こうした中でこれまでに各種委員会・協議会等への市民参加は当然のことながら、市が実施します主要な施策について、広報誌・ホームページ等を活用しながら情報の提供を努めてきたところであります。今後もちょうした方法をさらに充実して取り組んでいきたいと考えております。

議員御提案の各種条例の制定についての考えですが、天理市の行政を担当する立場の責任者として、私はいまのところそういう条例について制定する考えは持っておりません。まずは市に対して、市政に対して理解・協力・関心を持っていただく土壌づくりこそが何よりも大切であると、このように確信しております。まずはこれに専念していくべきと考えております。終わります。

### 三番（松井真理子君）

ありがとうございました。条例策定は考えていないということですね。そしたらその理解と関心を持ってもらうとおっしゃいましたけれども、具体的に理解と関心をどういうふうに持ってもらうようにされておられるのでしょうか。お願いいたします。

### 市長（南佳策君）

御質問にお答えしたいと思います。

各種の市民の方々の意見・意向・意思というものは、政策立案の段階から市民の声が当然のことながら反映されているべきものと考えております。これは当然大切なことだというふうには私は考えています。その中で今後、市民参画を行政に参画してもらうための手だて、具体的方法としては行政とそして議会とがいままで以上の取り組み、そういう姿勢をもって市民の関心を高めていくことがまずは肝要であろうかと思えます。

その中でたとえば条例をつくったからといって、それで市民の行政への参画の度合いが高まると一概に言えないと考えております。パフォーマンス、ゼスチャーはなくて具体的な行動の中で市民の方々に市政に心を寄せていただく、こういうことが私は一番肝要かと考えております。終わります。

### 三番（松井真理子君）

先ほどの質問で具体的にお答えくださいと言ったんですけども、その具体というのがなくてパフォーマンス、ゼスチャーって、それこそパフォーマンス、ゼスチャーじゃないでしょうか。私はその答弁がちょっと理解できませんが、ちょっと用意してたことと、担当の方と打ち合わせしたのと違うので、伝わっていなかったのか、答える気がないのか。

きょうは傍聴者もたくさんおられますし。「もっと変わらなきゃ」という自治体議会の、三月三日の新聞記事ですけども、鳥取県の片山知事は、知事部局が用意した想定問答をなぞるだけの議事を学芸会と酷評し、議会への伝統的な根回しをやめたとおっしゃっています。これだけお伝えしておきます。以上です。